

各 位

会 社 名 株式会社ストライダーズ  
代表者名 代表取締役社長 早川 良一  
( J A S D A Q ・ コード 9 8 1 6 )  
問合せ先 常務取締役兼 C F O 若原 義之  
電 話 0 3 - 5 7 7 7 - 1 8 9 1

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 53 期定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社第 53 期定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に近づけることを目的として株式の併合を行うものであります。

##### (2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	88,870,896株
株式併合により減少する株式数	79,983,807株
株式併合後の発行済株式総数	8,887,089株

※「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

### （3）併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株式名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,730名（100.0%）	88,870,896株（100.0%）
10株未満	29名（0.5%）	37株（0.0%）
10株以上	5,701名（99.5%）	88,870,859株（100.0%）

※本株式の併合が上記株主構成で実施された場合、保有株式数が10株に満たない株主様29名（保有株式数は37株）は、効力発生日において株主たる地位を失うこととなります。

### （4）1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

### （5）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合比率に応じて発行可能株式総数を変更いたします。

### （6）新株予約権の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成29年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第6回新株予約権 平成25年5月14日取締役会決議	28円	280円
第7回新株予約権 平成26年10月17日取締役会決議	92円	920円
第8回新株予約権 平成27年9月18日取締役会決議	67円	670円

### （7）株式併合の条件

平成29年6月22日開催予定の第53期定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### （1）定款変更の理由

①上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」の変更に伴い、現行定款第5条及び第6条を変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、本変更の効力発生をもって削除するものといたします。

②会社法 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているため、機動的な資本政策を遂行できるように、変更案第 6 条に自己株式の取得の規定を新設するものであります。

また、これに伴い、現行定款第 6 条以下を 1 条ずつ繰り下げを行います。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>180,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>18,000,000 株</u> とする。
(新設)	<u>(自己株式の取得)</u> 第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(単元株式数) 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 7 条 ~ 第 50 条 (記載省略)	第 8 条 ~ 第 51 条 (現行どおり)
(新設)	附則 <u>第 5 条及び第 7 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社第 53 期定時株主総会において、株式併合に関する議案及び単元株式の変更が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

平成 29 年 5 月 16 日 取締役会  
 平成 29 年 6 月 22 日 第 53 期定時株主総会  
 上記「3. 定款の一部変更」のうち定款第 6 条の新設の効力発生日  
 平成 29 年 10 月 1 日 上記「1. 単元株式数の変更」、「2. 株式併合」並びに「3. 定款の一部変更」のうち定款第 5 条及び第 7 条の変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

## 【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

### Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とするものです。今回、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。また、単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

### Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A. 全国証券取引所では、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し対応することとしたものです。また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております。株式併合実施後の100株は、併合実施前の1000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位の変更はありません。

### Q 3 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後は、株主様のご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

### Q 4 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。なお、上記Q3に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合効力発生前のご所有株式数が10株未満のみを所有の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

### Q 5 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式数
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	1,026株	1個	102株	1個	0.6株
例④	500株	0個	50株	0個	なし
例⑤	453株	0個	45株	0個	0.3株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上

記の例③、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し、または単元未満株式の買取りの手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。効力発生前のご所有株式数が10株未満のみの場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 6 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。**

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様(上記Q 5の例②、③、④、⑤のような場合)は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**【お問い合せ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話番号 0120 - 782-031 (フリーダイヤル)  
受付時間 平日9時から17時(土・日・祝日を除く)

以上